

資料 3

2014年1月23日

輸入食品の安全性確保に向けて 消費者団体から

(団体紹介・消費者の意識・コメント)

東京消費者団体連絡センター
事務局長 矢野 洋子

東京消費者団体連絡センターの紹介

- 1985年設立
(前身の東京消費者団体連絡会は1973年結成)

- 参加団体 18 (2014年1月17日現在)
(全国域2、都域5、地域5、生協6)

NPO法人東京都地域婦人団体連盟、主婦連合会、東京都地域消費者団体連絡会、新日本婦人の会東京都本部、消費科学センター、東京地方労働組合評議会、東京借地借家人組合連合会、東京多摩公団住宅自治会協議会、東京都生活協同組合連合会、生活協同組合コープみらい、生活協同組合パールシステム東京、東都生活協同組合、生活クラブ生活協同組合・東京、東京南部生活協同組合、葛飾区消費者団体連合会、大田区消費者団体連絡協議会、多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク

主な活動

- **消費者行政の充実強化に向けた取り組み**

＜食品安全行政関連＞

○東京都予算への要望活動

○行政等への意見提出

「東京都食品衛生監視指導計画案」についての意見、など

○審議会等への参画

東京都食品安全審議会委員の推薦（5名）、など

（NPO法人東京都地域婦人団体連盟、主婦連合会、

東京都地域消費者団体連絡会、東京都生活協同組合連合会、

東京消費者団体連絡センター より各1名)

主な活動

- 消費者問題についての学習・運動

- 【運動】

- 2002～04 東京都食品安全条例制定に向けての請願運動

- 2005～06 東京都消費生活条例改正に向けて悪質事業者への

- 規制強化を求めた活動

- 2011～ 集团的消費者被害回復訴訟制度早期創設運動

- 【学習会等】

- 学習会「健康食品のウソ・ホント？」(2013. 11. 29)

- HACCPセミナーと工場見学 (2012. 2.)

主な活動

- 参加団体との活動・情報交流

- 関係団体や組織への参加

全国消団連、消費者機構日本、東京都消費者月間団体連絡会議、TOKYO消費者行政充実ねっと、グリーンコンシューマー東京ネット、東京食育推進ネットワーク、東京米消費拡大推進連絡会、地方消費者行政充実のための懇談会

- その他特徴的取り組み

08年度 「悪質な訪問販売お断り！」シールの取組

09年度 「ヒヤリ・ハット」アンケート活動

10年度から毎年「東京の53区市町村消費者行政調査」取組中

消費者の意識について

<意識調査その1>

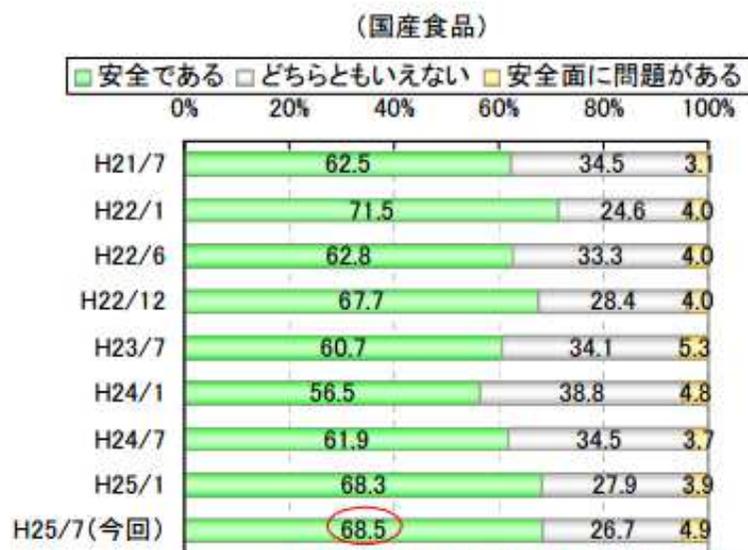
「日本公庫・平成25年度上半期消費者動向調査」

(日本政策金融公庫 農林水産事業本部)

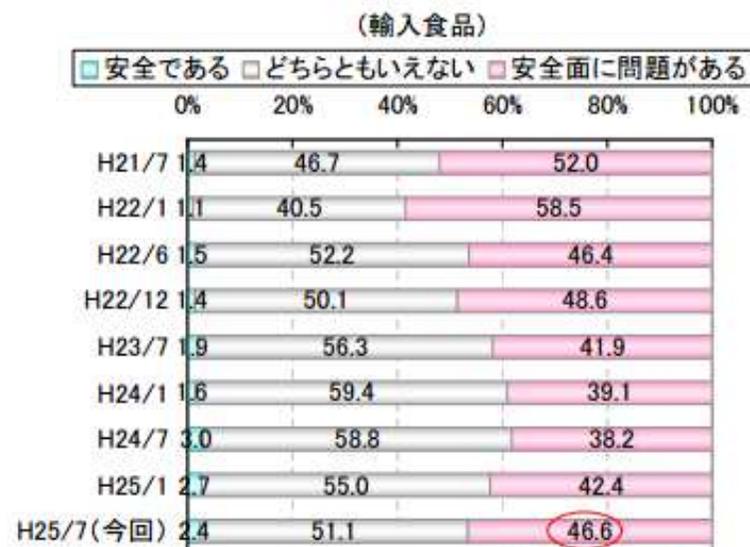
調査時期	平成25年7月1日～7月10日
調査方法	インターネットによるアンケート調査
調査対象	全国の20代～70代の男女2000人(男女各1000人)

消費者の意識について

➤ 国産原料の食品/輸入食品に対するイメージ（安全面）



原発事故前の22年12月調査の水準までの回復が鮮明に



3半期連続で上昇

出典：「日本公庫・平成25年度上半期消費者動向調査」
(日本政策金融公庫 農林水産事業本部)

消費者の意識について

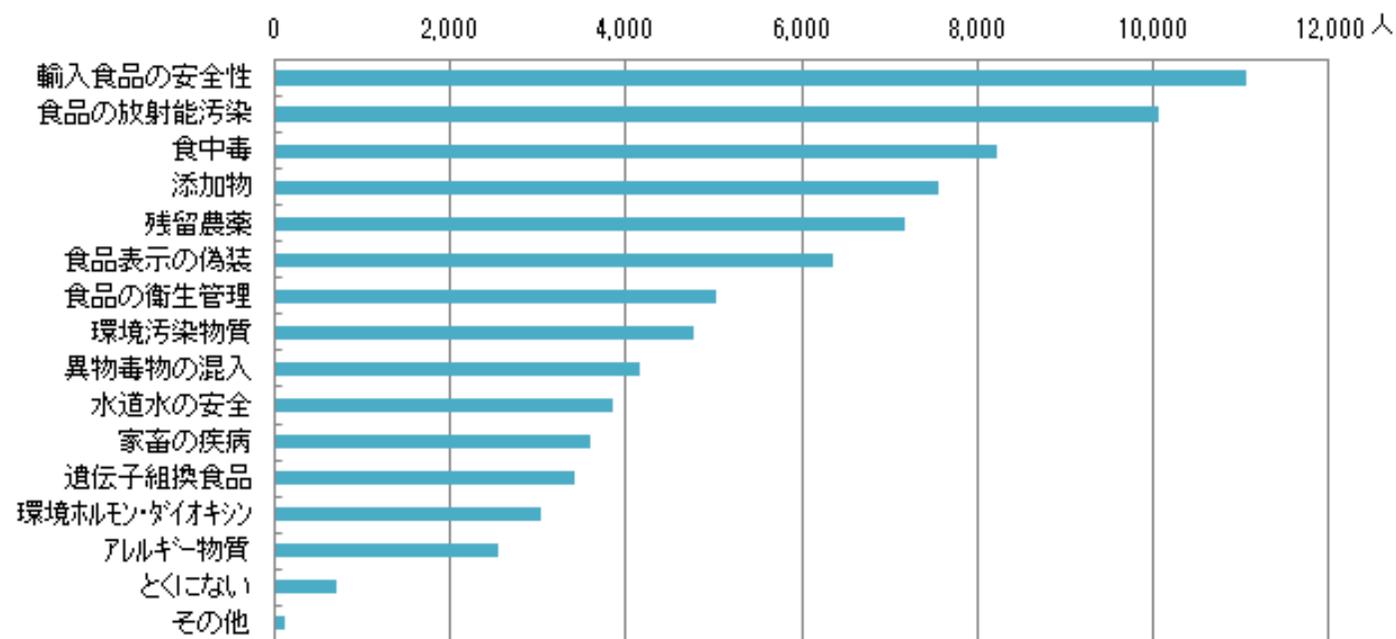
<意識調査その2>

第39回 まちcomiリサーチ 「食の安心安全について」意識調査
(ドリームエリア株式会社)

調査期間	2012年10月4日（木）～2012年10月7日（日）
調査方法	モバイルサイト上のアンケートフォームにて回答
調査対象	『まちcomiメール』に登録されている主に子どもの保護者
調査対象数	917,263名（2012年10月4日現在）
有効回答数	17,904件

消費者の意識について

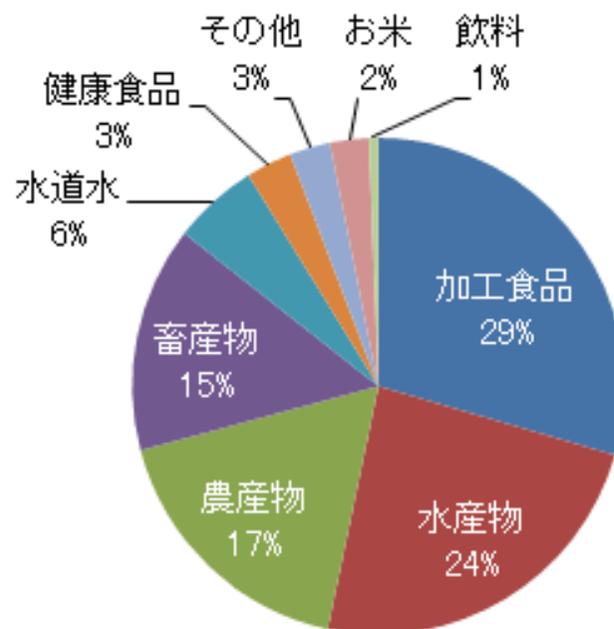
- ① 不安を感じているのは、どのような事柄に対してですか？
(いくつでも)



出典：第39回 まちcomiリサーチ 「食の安心安全について」意識調査
(ドリームエリア株式会社)

消費者の意識について

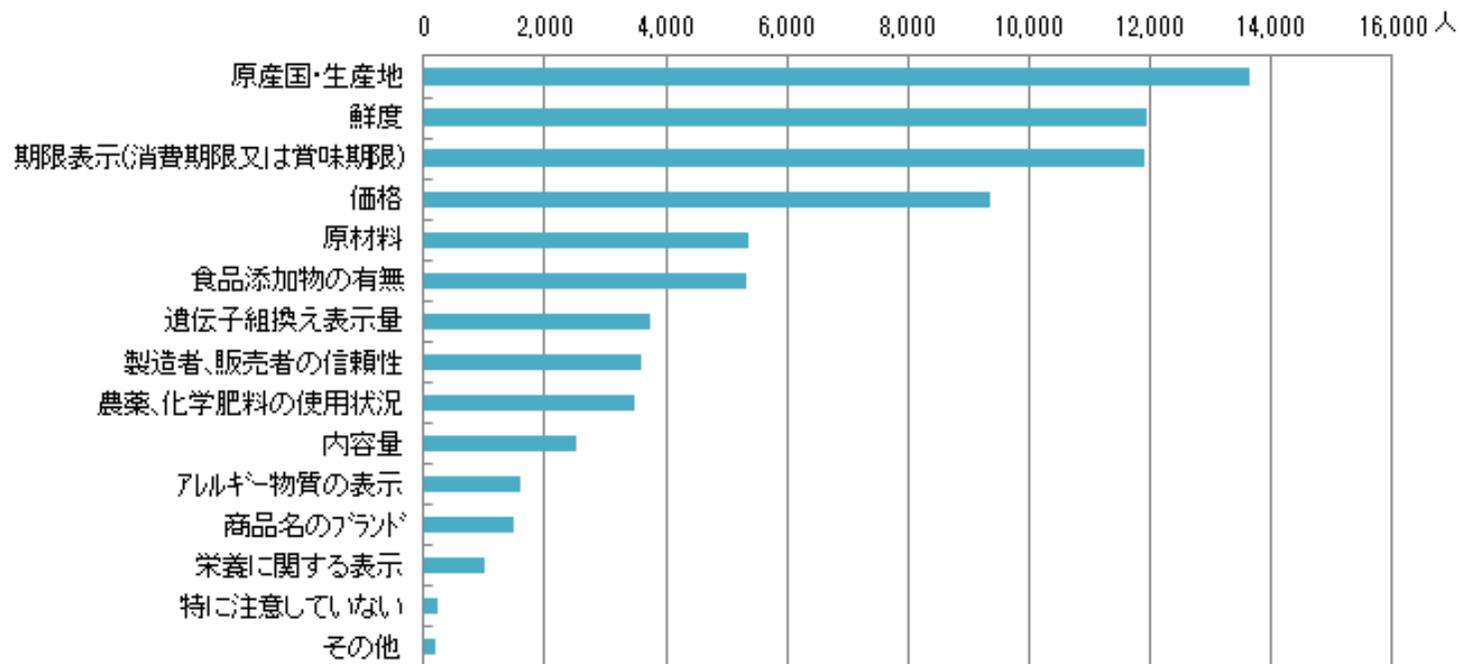
- ② 次の食品の中で、あなたが最も安全性に不安を感じる品目はどれですか？(1つ選択)



出典：第39回 まちcomiリサーチ 「食の安心安全について」意識調査
(ドリームエリア株式会社)

消費者の意識について

③ あなたは食品を購入するとき、何に注意して選んでいますか？（いくつでも）



出典：第39回 まちcomiリサーチ 「食の安心安全について」意識調査
(ドリームエリア株式会社)

輸入食品監視指導計画についての 疑問や不安

① 数値表示について

「平成25年度輸入食品監視指導計画監視結果 中間報告」より

表1 届出・検査・違反状況(平成25年4月～9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,106,117	12,321	104,766 (30,983) ^{※4}	9.5	562	0.05
(前年度実績) 1,107,698	12,276	117,456	10.6	492	0.04

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

- 違反件数の割合は、検査件数の割合を表示すべきでは。
(0.05%→0.5%となる)
『0.05%の違反は少ない』の印象を与えがち

輸入食品監視指導計画についての 疑問や不安

② モニタリング検査について

- モニタリング検査の統計学的な考え方とは？
《不安》 検査から漏れた食品は大丈夫なのか？
可能な限り多くの輸入食品の検査を実施してほしい

③ TPP 関連

- 食の安全基準が緩和されないか？
遺伝子組み換え食品の表示、残留農薬の基準値や
食品添加物の規制など

食品安全行政への基本的要望

安全 × 安心 × 信頼

そのために、

- ・ 十分な情報提供と共有
- ・ 様々な人々の意見表明と双方向の意見交換
- ・ 透明性と納得感の高い意思決定



食品安全行政への基本的要望

* 留意しておきたい観点

- ・メディア・リテラシー
(受信者の情報を評価・識別する能力の育成や
情報発信の在り方)
- ・食品防御 (フード・ディフェンス)
- ・食料安全保障 (フード・セキュリティ)



<参考> 消費者・消費者団体の役割

消費者主体の社会を形成していく上で、消費者団体が消費者の権利を実現し、その利益を擁護していく役割を消費者の視点に立って果たすこと、消費者の役割を果たせる消費者を育成していくことが必要。

<参考> 消費者・消費者団体の役割

<「消費者基本法」での役割の規定>

第七条

- 1 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条

消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

消費者の権利と責任、 そして消費者市民社会の実現に向けて

<消費者の権利>

- 生活のニーズが保証される権利
- 安全への権利
- 情報を与えられる権利
- 選択をする権利
- 意見を聴かれる権利
- 補償を受ける権利
- 消費者教育を受ける権利
- 健全な環境の中で働き生活する権利

<消費者の責任>

- 批判的意識を持つ責任
- 主張し行動する責任
- 社会的弱者への配慮責任
- 環境への配慮責任
- 連帯する責任

* 国際消費者機構（C I）の提唱（1982年）

消費者の権利と責任、 そして消費者市民社会の実現に向けて

<消費者市民社会の実現に向けて>

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に
参画する社会をめざす

～ 消費者市民社会は、一人一人の消費者が、
自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々
の状況、内外の社会情勢や地域環境にまで思いを
はせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加
する社会

* 「消費者教育推進法」（2013年8月施行）で
『消費者市民社会』を定義